

令和5年12月

### 資格取得届等における住所記載の必須化について

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、現在、資格取得届等の各種届出については当組合の求めにより住所の記載を依頼しているところではありますが、今般、令和5年12月8日付で健康保険法施行規則の一部が改正され、住民票上の住所の記載が必須となりました。

これに伴い、「被保険者資格取得届」及び「被扶養者異動届」を提出される際は、住民票上の住所を記載していただきますよう、お願いいたします。

住民票上の住所と居所が異なる場合、「被保険者資格取得届」については、居所欄にも記載し、「被扶養者異動届」については、届書の余白に居所の記載をお願いいたします。

また、海外在住者等、国内に住所を有しない方については、その旨住所欄に記載してください。

つきましては、別添のとおり届出用紙の変更・追加をいたしましたので、今後届出される場合は新様式での提出をお願いいたします。

なお、今後は現在の加入者も含め住所(住民票上の住所、居所)変更された場合は、「被保険者(被扶養者)住所変更届」をご提出ください。

※「被保険者資格取得届」・「被保険者(被扶養者)住所変更届」は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

※「被扶養者異動届」は複写式となっておりますので、必要な場合は当組合に申出ください。

この件に関するお問い合わせは、業務課(06-6243-0700)までお願いします。